

食 品 安 全 委 員 会 第 48 回 会 合 議 事 録

1．日時 平成 16 年 6 月 10 日（木） 14:00 ～ 15:33

2．場所 委員会大会議室

3．議事

（１）食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について

- ・「豚由来たん白質等の飼料への利用について」に関する食品健康影響評価
- ・特定保健用食品 3 品目（ヘルシーブラン 野菜 M I X ゼリー、毎日海菜 海苔ペプチド、キューピーコントロール）に関する食品健康影響評価
- ・遺伝子組換え食品（L L C o t t o n 25（除草剤耐性わた））に関する食品健康影響評価

（２）器具・容器包装専門調査会における審議状況について

- ・「化学分解法（ビス - 2 - ヒドロキシエチルテレフタレート（B H E T）に分解して再重合する方法）により再生したポリエチレンテレフタレート（P E T）を主成分とする合成樹脂製の容器包装」に関する意見・情報の募集について

（３）B S E に関する O I E（国際獣疫事務局）での議論について

（農林水産省からの説明）

（４）「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等について（5 月分）

（５）その他

4．出席者

（委員）

寺田委員長、小泉委員、坂本委員、寺尾委員、中村委員、本間委員、見上委員

（説明者）

厚生労働省 外口大臣官房参事官

農林水産省 釘田衛生管理課国際衛生対策室長

（事務局）

一色事務局次長、岩淵総務課長、村上評価課長、藤本勧告広報課長、
杉浦情報・緊急時対応課長、西郷リスクコミュニケーション官、宮寄評価調整官

5．配布資料

資料１－１ 特定保健用食品許可申請食品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について

資料１－２ 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について

資料２ 器具・容器包装専門調査会における審議状況について

資料３ BSEに関するOIE（国際獣疫事務局）での議論について

資料４ 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等について（５月分）

6．議事内容

○寺田委員長 ただいまから「食品安全委員会」の第４８回の会合を開きます。

本日は、７名の委員全員が出席でございます。

また、農林水産省から、釘田衛生管理課国際衛生対策室長及び厚生労働省から、外口参事官に御出席していただいておりますので、御紹介いたします。

それでは、本日の会議全体のスケジュールにつきましては、いつものとおりでございますが、お手元の資料に「食品安全委員会（第４８回会合）議事次第」というのがございますので、御覧になっていただきたいと思います。資料の確認をお願いいたします。

本日の資料は、ここに書いてありますとおり、５点でございます。

資料１－１が「特定保健用食品許可申請食品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料１－２が「遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料２が「器具・容器包装専門調査会における審議状況について」。

資料３が「BSEに関するOIE（国際獣疫事務局）での議論について」。

資料４が「『食の安全ダイヤル』に寄せられた質問等について（５月分）」であります。

お手元に資料ございますね。

それでは、議題１に入らせていただきます。「食品安全委員会基本法第２４条に基づく委員会の意見の聴取について」でございますが、議事次第では、豚由来のタンパク質等の飼料への利用、特定保健用食品３品目、遺伝子組換え食品１品目について食品健康影響評価を行うこととしておりますが、豚由来のタンパク質等の飼料への利用につきましては、新

たな科学的知見が判明いたしましたので、その取扱いについて事務局から説明をお願いいたします。

○村上評価課長 それでは、御説明をいたします。本日、予定では、豚由来タンパク質等の飼料への利用につきまして、お許しをいただきまして、国民より広く意見の募集をいたしまして、6月2日にそのコメント期限が終了をしたところでございます。その後、御提出いただいた意見に基づきまして、プリオン専門調査会の座長と御相談をいたしまして、本日の委員会に御報告ができるものというふうに思いまして、準備を進めてきたところでありますけれども、5月26日付けの『ザ・ジャーナル・オブ・ニューロサイエンス』という、これは学術誌でございますが、ここに豚のプリオンを遺伝子的に導入をいたしましたトランスジェニックマウスを用いまして、実際に牛のBSEプリオンを感染させた実験が行われたという報告が掲載をされました。

その報告によりますと、このように遺伝子導入をいたしました豚化のマウスにおいてはBSEのプリオンを脳内接種によって接種をしても、その代では症状は現れない、不顕性の感染が起こるのだけれども、その症状が表れなかったマウスから取った組織をまた次の代の遺伝子導入マウスに投与すると発症するというような実験結果でございます。

今回の『ザ・ジャーナル・オブ・ニューロサイエンス』における論文が豚由来タンパク質等の飼料への利用の調査会での御結論に大きな影響を及ぼすとは、座長はお考えにはなっておられないようですが、このような新しい学術的論文が出た以上は、それも含めて一度、プリオン専門調査会において、もう一度、確認的に議論をした上で本委員会に御報告をさせていただきたいという御意向でございましたので、本日はそういう理由で議題には上ってございましたけれども、実際には御審議に至らないということになりました。ということをお報告いたします。

○寺田委員長 それでは、あとで質問をまとめてするようにしまして、その次の特定保健用食品、このことについて事務局の方から説明していただけますか。

○村上評価課長 それでは、資料1-2に基づきまして、特定保健用食品2品目についての食品健康影響評価の内容を御説明をさせていただきます。

これらにつきましては、資料1-1の13ページを御覧ください。一番最後を開いていただきますと、ここにこれら3品目の審議の経過が書いてございます。

「ヘルシープラス 野菜MIXゼリー」につきましては、昨年10月29日に厚生労働省大臣より本委員会委員長あてに評価依頼があったものであります。

「毎日海菜 海苔ペプチド」と「キューピーコントロール」については、本年1月19

日付けで同様の依頼のあったものでございます。

「ヘルシープラス 野菜MIXゼリー」につきましては、この審査経緯のところに書いてございますが、「ヘルシープラス 野菜MIXゼリー」については、15年11月17日及び、最後のページに書いてございますが、本年2月18日及び4月16日の3回にわたって審査を調査会において行いました。

「毎日海菜 海苔ペプチド」及び「キューピーコントロール」については、本年1月30日と本年4月16日の2回にわたって議論がされまして、それぞれ食品健康影響評価の審議結果がとりまとめられたところでございます。この審議結果に基づきまして、本年5月6日の本委員会において、お許しをいただきまして、その日より6月2日まで意見の募集をいたしました。その結果といたしまして、意見は特にございませんでした。ということで、原案どおりの食品健康影響評価の審議結果ということで6月8日付けで、寺田委員長あてに専門委員会の座長より御報告のあったものでございます。

3つのものにつきまして、簡単に御説明をさせていただきます。

1番目の「ヘルシープラス 野菜MIXゼリー」、1ページでございますが、これは理研ビタミン株式会社の申請によるものでありまして、わかめペプチドを含んだゼリー形態の食品ということで、標榜する文言としては、血圧が高めの方に適しているということが特徴ということであります。

2番目の「毎日海菜 海苔ペプチド」につきましても、これは野菜ミックスゼリーでわかめのペプチドであります。海苔ペプチドについても同じように海苔を原料といたしましたものでございまして、やはり同じように血圧が高めの方に適するということを標榜して売りたいというものであります。わかめペプチドにつきましては、わかめに含有されておりますタンパク質とわかめをプロテアーゼ処理して可溶化をしたペプチド画分ということでありまして、主に3種のペプチドということで、1ページの2のところに書いてございますが、3種類のペプチドが主成分ということであります。

これらにつきましては、in vitroの遺伝毒性試験、ラットを用いた短期毒性試験、10週間程度の毒性試験等が動物で行われていまして、ヒトについても健常成人11名あるいは、10名程度のヒトを対象に行った試験で、特段の異常は認められなかったということでありまして、わかめペプチドにつきましては、この専門調査会としては、2ページの下の方にございますが、「『ヘルシープラス 野菜MIXゼリー』については、食経験、in vitro及び動物を用いたin vivo試験、ヒト試験の安全性に係る部分の内容を審査した結果、適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題がないと判断される。」という御結論にな

っているところでございます。

4 ページに、2 品目の「毎日海菜 海苔ペプチド」でございますが、これも同じように海苔に含まれるタンパク質をタンパク分解酵素で分解して生成される。これは5つのアミノ酸がくっ付いているペントペプチドでございますけれども、こういうようなものが関与成分であろうということになっております。これを摂取することによって、先ほど、申し上げた、血圧が高めの方に適するということを標榜して売りたいということでございます。

これも先ほどのわかめと同じように、わかめないしは海苔、このような海藻を食べることによりまして、当然のことながら、これらの海藻に含まれるタンパク質成分が消化酵素により分解して生成をするだろうということでありまして、食経験はあるという判断となっております。この「毎日海菜 海苔ペプチド」につきましても、in vitro の変異原性試験等が行われておりまして、ヒトについても6名ないし18名、あるいは5ページの半ばごろには81名を対象に本品を摂取した試験が行われておりまして、いずれも有害事象はなかったという結論になっております。

本品につきましても、専門調査会では、6 ページの上から書いてございますが、「『毎日海菜 海苔ペプチド』については食経験、in vitro 及び動物を用いた in vivo 試験、ヒト試験の安全性に係る部分の内容を審査した結果、適切に摂取される限りにおいては安全性に問題ないと判断される。」ということになってるところでございます。

「キューピーコントロール」でございますが、「キューピーコントロール」は植物ステロールを関与成分とするマヨネーズタイプの食品でございまして、コレステロールが気になる方の食生活改善に役立つということを標榜して売りたいというものでございます。

植物ステロールについては、本品より前に特定保健用食品として、もう既に認められたものがございまして、本品につきましても、同様に植物ステロールは通常の植物の細胞膜の構成成分であって植物性食品からは通常摂取されるということを前提に食経験についての検討が行われまして、これについては食経験はあると判断できるという御結論となっております。

本品につきましても、in vitro の変異原性試験あるいは in vivo 試験が行われておりまして、いずれも問題はなかったということになっております。

9 ページからヒト試験が書いてございますけれども、男性46名ないし男女12名とか、あるいは健常男女84名とかいうような幾つかの試験が行われておりますが、これらの方々を対象に本品を通常よりも多い量を接種をしていただいたところでも、特に問題はなかったということになっております。

これらのことから、専門調査会においては、10 ページの下の方にはございますが「『キューピーコントロール』については、食経験、in vitro 及び動物を用いた in vivo 試験、ヒト試験の安全性に係る部分の内容を審査した結果、適切に接種される限りにおいては安全性に問題ないと判断される。」という御結論になったものでございます。

以上、簡単でございますが、説明をさせていただきました。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明、これは豚由来タンパク質の飼料への利用についての念のための再調査ということも含めまして、記載事項あるいは説明に関しまして、御質問あるいはコメントございますでしょうか。

どうぞ。

○小泉委員 この3つの特定保健用食品中の前の2つの方なんですが、その引用文献を見ますと、安全性を評価する引用文献のほとんどが知らない報告書になっているんですね。やはり、そういった安全性の面については、1つでもいいですから、レフェリーのあるような文献とした方がいいのではないかなと、私は思います。別にその事業者を疑うわけではないんですけれども、やはり我々が評価する文献というのは、ある程度、意味のあるレフェリーがついたような文献がいいのではないかなと思うんですが、その辺はどうなんでしょうか。

○寺田委員長 どうぞ。

○村上評価課長 この特定保健用食品にかかわらず、医薬品についても農薬についてもそうなんですが、しばしば社内報告書、まだ未公表の文献が添付されているケースがございます。実際には、その詳細なレポート自体が会社の持ち物だということで、国際的にもそれらの提出資料については、会社のプロパティを損なわないようにしなければならないということになっているわけでありまして、そのかわり、実施した試験が適切に行われているかどうかということも G L P の原則で査察等をしたような施設できちんと記録が残って、その記録を検証すれば適切に行われたことが確認できるというような形にしておかなければならないということになっているわけでありまして、今回のこの資料につきましても、適切に行われたということは、未公表の資料でも専門調査会においては詳細な資料を提出させて中身を検証して、信頼に足るということも含めて評価をしているということでありまして。

ただ、非常にエッセンシャルな文献については、やはりその公開をすべきだということも一方では確かに先生の御指摘のとおりだと思いますので、それはまた。医薬品の分野で

も主要論文については公表をするようにということを言っておりますので、そこは会社の方と相談をして、できる限り公開がされるようにということは努力をしていきたいというふうに思います。

○寺田委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

それでは、ただいまの特定保健用食品3品目につきましては、新開発食品専門調査会の結論と同じになりますが、適切に摂取される限りにおきましては安全性に問題はないと判断されるということで、よろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○寺田委員長 どうもありがとうございました。

続きまして、遺伝子組換え食品1品目につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○村上評価課長 それでは、資料1-2に基づきまして、御説明をさせていただきます。遺伝子組換えワタ「LLCotton25」に係る食品健康影響評価ということでございます。

本品につきましては、資料12ページを御覧いただきますと、審査結果が書いてございます。本品については、昨年10月30日に食品健康影響評価の依頼を厚生労働大臣より委員長あてにいただいております。その後、本年2月6日、ここの間があいたのは審査のガイドラインの作成をしていたために3か月ちょっと間があいておりますけれども、本年2月6日から、LLCotton25の審査を開始いたしまして、2月6日、2月27日、3月22日、4月21日ということで、都合4回、精力的に遺伝子組換え食品等専門調査会での御審議をいただいたところでございます。

4月21日の遺伝子組換え食品等専門調査会におきまして、LLCotton25の審査の報告書を取りまとめまして、5月6日の食品安全委員会にその審議結果の案を御報告いたしまして、これより御意見ないしは情報の収集をしてもよろしいかどうかということをお諮りいたしました。お許しをいただきまして、5月6日から6月2日までの間、御意見の募集をしたところでございますが、特段、本品についての御意見はございませんでした。

専門調査会では、そういう状況も踏まえまして、原案どおりということではございませんけれども、専門調査会から本委員会の委員長あてに6月8日付けで食品健康影響評価の報告書を提出したものでございます。

内容についてでございますが、LLCotton25につきましては、これはコットンと書いてございますように、綿でございます。これは綿実油、油をとるための原料として用いられ

るものでございます。本品についてはこの１ページに書いてございますが、放線菌に由来する遺伝子を導入いたしまして、除草剤耐性という形質を付与したというものでございます。

実際にこの *bar* 遺伝子を導入した遺伝子組換え植物は、この綿以前に既に数十種の品目が厚生労働省においてでございますが、安全性については問題がないという判断になっているものでありまして、実際にもう既に先行する実例があるというものでございます。

食品健康影響評価の詳細につきましては、一度、意見募集の際に御説明をしておりますので、省略させていただきますけれども、専門調査会においての審議の結果といたしましては、LLCotton25 については、10 ページの評価結果というところがございますが、遺伝子組換えワタについては、遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準、これは本委員会設立して以降に、本委員会において作成された評価基準でございますけれども、この評価基準に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないものと判断されたという結論になっているところでございます。

以上、簡単ですが、本品について御説明をさせていただきました。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。

どなたか御質問、何かございましたら。パブリックヒアリングが終わっておりますけれども、何かありましたら、是非おっしゃってください。勿論結構であります。

よろしいですか。

それでは、LLCotton25 につきましては、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論ではございますけれども、遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断されるということによろしゅうございますか。

（「はい」と声あり）

○寺田委員長 どうもありがとうございました。

それでは、次の議題に移らせていただきます。器具・容器包装専門調査会における審議状況につきまして、事務局から引き続き、説明をお願いいたします。

○村上評価課長 それでは、資料２に基づきまして、御説明をさせていただきます。

今回、お諮りする内容についてでございますが、これはポリエチレンテレフタレート、いわゆる PET ボトルと言われているようなボトルの材料でございますが、ポリエチレンテレフタレート製の使用済みのボトルを回収して、それを原料として一度、化学的に分解をして、分解をした出発物質から再度ポリマーを合成して、もう一度ボトルをつくるとい

う、いわゆるケミカルリサイクルという方法で作られたPET容器、PETボトルの食品健康影響評価というものを厚生労働省より意見を求められたものでございます。

既に帝人が厚生労働省に対してお聞きになりました、やはり同じようなポリエチレンテレフタレートを回収PET容器の原料としてケミカルリサイクルによってボトルをつくるという方法については、既に本委員会において御審議をいただきまして、安全性については問題がないだろうという御結論になっているところでございますが、今回のものは出発点と製造されるものというものは同じでございますけれども、その工程が少し違うということでございまして、資料2の一番最後のページを開いていただきたいと思います。この参考の紙は、実際には評価報告書に添付されているものではないんですが、御参考のために添付をさせていただいたものでございます。

一番上に括弧の中に入っております、PETと構造式の下に書いてありますものは、これがいわゆるPETボトルのポリマーでございます。これはグリコリシスといって分解をしていきますと、まずBHETと書いてあるところがございまして、まずこういうものになるわけでありまして。それを更にエステルを分解すると、点線の右側の方にメタノリシスと書いてございまして、これはエステルを分解すると、いわゆるテレフタル酸に分解をしていくわけでありまして、その右側の下の点線の丸で囲んであるものまで分解をするというのが帝人の方法でございました。それを更に、そのTPAになったものを原料として、一番下にRe-PETと書いてありますが、再度、合成をするという方法が既に食品健康影響評価をした結果、問題ないだろうとされているものでありまして、今回のものはそこまで分解をせずにエステルのまま生成をいたしまして、左側の点斜線のサークルで囲んでいるようなところまで分解をして、それを出発物質としてポリマーにするというところが違うというものでございます。

本品につきましては、4月13日付けで厚生労働大臣よりお尋ねいただきまして、5月31日に、器具・容器包装専門調査会において審議をされました。先行する帝人の品質管理あるいは原材料のリサイクルPET受入基準等の議論を参考といたしまして、この本品、アイエス法と言っておりますけれども、この会社でつくろうとしている方法で、どのような問題があるかということについて議論をいたしました。

その結果、原料のソースコントロール、工程管理あるいは重合工程における工程管理、溶質試験における汚染物質の確認等が先に評価をいたしました帝人のものと同等であろうという御判断になったものでございます。このようにして生成をされたPETにつきましても、現行の食品衛生法に基づく器具・容器包装の規格基準、PET樹脂性の容器包装に

ついて基準が決まっておりますが、これについては完全にクリアされるということも確認をしております。

このような議論をいたしまして、8ページの下の方にございますけれども、現在の石油から製造されるPET樹脂の安全性が確保されていることを前提とした上で、提出された資料について検討した結果、以下のとおりということで再生PETの原材料、再生工程あるいは再生PET樹脂の品質、その他の安全性に関する試験、これは任意の形で会社の方が独自に急性毒性試験あるいはクロロホルムで溶出したものについての変異原性試験等が行われておりますけれども、これも問題がなかったということでございます。

健康影響評価の専門調査会における案といたしましては、10ページにございますが、「現在の石油から製造されるPET樹脂の安全性が確保されていることを前提とした上で、米国、ドイツ等の安全性の判断基準を基に、提出された資料により安全性の評価をした結果、安全性が懸念される結果が認められなかった。

よって、今回意見要請のあった『化学分解法（ビス-2-ヒドロキシエチルテレフタレート（BHET）に分解して再重合する方法）により再生したポリエチレンテレフタレート（PET）を主成分とする合成樹脂製の容器包装』については、現在、製造されている石油由来PETと同じ用途内において、食品に直接接触する容器として使用することは可能であると判断した。」という御結論になったものでございます。

本日、お許しをいただければ、本日より、この内容につきまして公開をいたしまして、4週間の間、広く国民の方々より意見、情報の募集をさせていただきたいと考えているところでございます。

以上です。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。

どなたか御質問あるいはコメントございますでしょうか。

どうぞ。

○本間委員 この申請は、前回の帝人に類した判断を求められるんだろうと思いますけれども、これは物質的にはポリマーを解重合して一度モノマーにして、そこで生成したモノマーを再度重合にするというプロセスを経ると思うんですけれども、その中で、この5ページの上から3行目に書いてあるくんだり。BHETの純度が95%以上と書いてありますね。ここでいろいろな検査をしてコントロールと差がないということを確認しているんでしょうけれども、この95%以上という、その残りの部分はどのようなものが想定される混合物なんでしょうか。

○村上評価課長 その５ページの最初の段落に書いてございます、モノヒドロキシエチルテレフタレート、片側だけエステルになっているものとか、B H E T 2 量体、２個くっ付いているものとか。

○本間委員 要するに、オリゴマー。

○村上評価課長 そうです。

○本間委員 要するに、これの幾つかのオリゴマーが残っているという解釈で、物質的にはそれ以外はないということですか。

○村上評価課長 そういうことでございます。

○本間委員 あと、実際にそうやってモノマーを分子蒸留できれいにしたというプロセスですけれども、そうやってでき上がったポリマーの安全性が、例えば、７ページの下から２行目辺りに書いてある毒性試験、変異原性試験ということだと思うんですが、これはクロロホルム抽出物でやっているということですが、ここのところはおっしゃるように自社基準でこのアッセーを決めたということでした。これはポリマーに関しましては、いわゆる衛生上の規格を１つの検査指定されたものというのはいないんですか。

○村上評価課長 食品の容器包装用のポリマーについては、規格は決まっておりますけれども、その工程の規格はみんなケミカルな検査でありまして、総溶出物がどれぐらい、例えば、水とかヘプタンとか、そういうような溶媒に対して出てくるかとか、あるいは特定成分、ものにもよりますけれども、こういうようなものですとP E T、ポリエチレンテレフタレートの重合触媒が金属ですが、その金属が溶出してこないかと。材質中にどれぐらい入っているのかということを検査をするようになっておりまして、ここに書いております、いわゆる生物学的試験というのは、それ以前の段階で、そのものが安全に使えるかどうかということ判断するために、その会社として独自の判断でおやりになったということでありまして。必ずしも、その部分については、こういう試験をやらないと食品用の容器包装としては認めないというガイドラインが現在、存在するわけではないと思います。

○本間委員 要するに物質的な組成においてクリアーしていれば、一般的には問題なくて、生物的なアッセーを幾つ施すかというのは、まさに会社の自主的な判断で既によろしいという枠組みですね。

○村上評価課長 おっしゃるとおりだと思います。ですから、何か疑いがあるような物質が出てくるかどうかということがまず第一に問題となって、もし何か問題となるようなのが出てくるようであれば、それについて生物学的試験を必要となるという条件になること

はあると思いますけれども、こういう容器包装については個別の認定制をとっているわけではございませんので、すべての場合において、こういう試験をやらないとだめということがあらかじめ決まっているわけではないと思います。

○本間委員 わかりました。

○寺田委員長 ほかにどなたかございませんでしょうか。

ただいまの質問で、5ページのところにF D AとかドイツのB f Rでは、一応、再生のときのガイドラインがございますね。それに従ってやっている。5ページの下から6行目ぐらいにありますね。我が国では、これはないわけですか。

○村上評価課長 ございません。

○寺田委員長 また、この直接の審査の結果に関しての話ではないんですけれども、こういう、まさに管理の問題なんですけれども、こういうふうに造るときには、こういうような確認試験をやっていますね。これは今後、生産のラインに入ってしまったときに、どのぐらいの頻度でこういうことをやるということになりますか。それも別段、何も無いわけですか。その会社に任せていると。こういう検査を途中の過程で、例えば、半月に1回とか半年に1回とか、1年に1回とかやる、そういうことは別段無いわけですか。

○村上評価課長 いわゆる立入検査のような形で管理省庁が製造施設に立ち入るということはあまりないだろうと思います。むしろ、こういう形でこういう製造方法に基づいて造ったものを評価してくださいと持って来られたわけですから、もし、この製造法と違う方法で造られているということが後からわかれば、それは改正のプロダクト・トライアビリティーと言いますか、責任は重いということになります。

○寺田委員長 わかりました。

どうぞ。

○本間委員 こだわって申し訳ないです。ここでモノマーの純度を確保するために代理汚染物質を入れて、それがこの製造方法で検出限界以下に持ち込めるということにおいて、これは確かにそういう操作の妥当性を証明しているんだろうと思いますけれども、このときのこの代理汚染物質の選定自身も、これは会社の規格の中で選んでいる対象でございましょうか。

○村上評価課長 この代理汚染物質は、F D Aにおいて、こういうものが代理汚染物質として適当と書いてあるリストの中から選択をしているということでありまして。

○本間委員 他国というか、他のスタンダードをなまったという見地ですね。

○村上評価課長 そうしたことだと思います。

○本間委員 わかりました。

○寺田委員長 こだわってしまって、これは結果には関係ないんですけども、5ページの下から2行目に「測定している」ということの「している」というのは、ここの書類をつくって、いろんな検査をやるために測定したということですか。今後もずっとしていくということですか。

○村上評価課長 したということでございます。

○寺田委員長 それから、全くくだらないと言ったらおかしいですけども、スペルの問題なんですけれども、参考資料の「Repolymerization」のiはyではないのかな。細かいことで申し訳ございません。文章として出すわけですから。

ほかに何かございませんか。

それでは、本件につきましては、パブリックヒアリングに出すことにいたします。

それでは、次の議題に移らせていただきます。BSEに関するOIE（国際獣疫事務局）での議論につきまして、農林水産省からの説明がございます。農林水産省の釘田衛生管理課国際衛生対策室長、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○釘田国際衛生対策室長 御紹介いただきました、釘田でございます。

お手元の資料3に基づきまして、御説明させていただきます。

先々週、パリのOIE本部におきまして、第72回OIE総会が開かれまして、この結果概要につきましては、先週の本委員会におきまして、食品安全委員会事務局の杉浦課長の方から御報告がなされております。その意味で、このBSEに関する議論も既に本委員会に御紹介されているわけですけども、先週の御報告の際に、特に腸管、SRMをめぐる議論に関しまして、どのような議論の経緯があったのか。あるいは、その科学的な根拠はどうだったのかといったような御質問があったというふうに承知しております。十分なお答えになるかどうかわかりませんが、私ども総会に参加した者の方から、若干、追加的な情報を御提供して御参考に供したいという意味で、今日はお時間をいただきました。

簡単におさらいいたしますと、今回のOIE総会におきまして、BSEのコードの見直しがなされたわけなんですけれども、大きく3つの論点がございます。これは先週御説明済みなわけですけども、1つは、安全物品規定というものを盛り込むという議論がございましたけれども、これについては安全であるという規定をするには、その根拠は十分ではないということ。そういった日本の主張なり日本の懸念というものが考慮されまして、事務局案が撤回され、日本の主張が反映された表現ぶりで採択をされております。その意味では、この1点目の論点は、日本の主張がよく反映されたものになっているというふう

に理解しております。

2 つ目の論点で、この S R M の議論がございまして、この中で腸管、S R M の範囲として、どういうふうに定めるかという議論がなされております。これについて、若干、追加的な説明をさせていただきたいと思います。

この資料の「1 S R M の範囲（腸について）」と書いてございますけれども、今回の S R M の範囲、特に腸管の範囲をどうするかという議論の経過をさかのぼって見ますと、O I E では 1992 年から B S E のルールを定め、その中で S R M というのを定義しているわけなんですけれども、当初の段階では、この腸管の扱いというのは検討中という段階がずっと続いておりまして、1998 年に腸管全体を S R M として定義しております。この間も毎年のように、この B S E のコード自体が見直されておりますし、腸管の範囲についても、これまでもたびたび見直しがされてきたという経過がございます。

今、申し上げましたように、98 年に腸管が S R M として定義されたわけでございますけれども、このときはそもそも B S E のカテゴリーが現在と少し考え方が違っておったようございまして、高発生国、低発生国、暫定清浄国、そういった区分があったようございしますが、高発生国において 6 か月齢以上の牛の腸管を S R M とするという定義がなされているようございします。その当時、この 98 年の O I E サポートイングドキュメントというのがここに掲載されておりますけれども、この中でその該当部分だけ抜粋してございすけれども、これはよく引用されます、イギリスで行われた牛への感染実験の結果でございすけれども、その中でこの経口感染させたもののうち、6 か月齢で殺処分した牛では、すべての臓器から感染性は確認されなかったが、この 10、14、18、22 か月齢でと殺した牛では、回腸遠位部に感染性が確認されたというデータが示されています。この実験はその後も続いておりまして、追加的なデータが積み重なっているわけですが、基本的に腸管に関しては、回腸遠位部からの感染性だけが見つかっていて、それ以外からは見つからないというのが現在まで変わっていないというふうに理解しております。

こういった実験データ、科学的な知見に基づいて、先ほど申し上げました、98 年当時、腸管というのが既に S R M に指定されたという経緯があるわけございします。

その後、実はこの辺の経緯は詳細には調べていないんですが、99 年の翌年ですが、更に見直しが行われまして、低発生国という 1 つ下のランクと言いますが、そこにおいて回腸遠位部を S R M とするというふうに高発生国では腸管、低発生国では回腸遠位部というようにリスク、カテゴリーによって範囲を分けるという考え方が、この 99 年になされております。

腸管について言えば、この 99 年以降 2003 年まで、今回の見直しが行われるまで、その間、カテゴリーの考え方自体が少し修正されるんですけども、現在の高リスク国、中リスク国、最小リスク国、暫定清浄国、清浄国という考え方になりますのが、2002 年からなんですけれども、その 2002 年になったときも高リスク国においては 6 か月齢以上の腸管が S R M、中リスク国においては 6 か月齢以上の回腸遠位部だけが S R M という考え方がとられているわけです。したがって、この考え方は 99 年から 2003 年までずっと続いてきたということが言えます。

そういった経過を経た上で昨年 9 月、(2) でございますけれども「B S E のアドホックグループ会合」におきまして、この S R M の見直しの議論が行われておりまして、該当部分を引用いたしますと「B S E に関する感染性の最近の見解が Dr . D マシューによって示され、現行コードの見直しの参考として用いられた」。この中で「全ての年齢の牛由来の扁桃と腸は、貿易に関し安全ではないものと考えられる一方、胸腺と脾臓は安全と考えられる」といったことが述べられておりまして、ちなみにここに括弧書きで引用しておりますものはすべて公表されているものの中から抜粋しております。O I E のホームページとか、あるいは問い合わせれば公開されている資料でございますが、このアドホック会合のレポートの中にこういう文章がございます。これによって、例えば、胸腺と脾臓は S R M から除外されたこと、扁桃と腸はすべての月齢の牛について S R M に指定されたということがわかります。

ただ、この中で Dr . D マシューによって示された見解というのがございますが、これはどういった見解だったのかというのが、実はこのレポートの中には詳しくは述べられておりません。そのことについて、私どもは事務局の方に直接問い合わせをしましたところ、事務局から得た答えが、飛びますけれども、(4) の「日本のコメント」。これは今回の総会に向けて日本が提出したコメントなんですけれども、その中で書いてございますが、この O I E 事務局の説明として、①、②、2 つの理由を挙げております。この 2 つの理由が恐らく、9 月のアドホック会合で示された見解だったというふうに理解しております。その①、②を読みますと、1 つは「すでに B S E の感染性が確認されている回腸遠位部をその他の部位から、と畜場において明確に分離することは困難であること」。これが 1 つ。

もう一つは「回腸遠位部以外の腸管においても、感染性を有するかもしれないリンパ組織や神経組織が含まれるかもしれないこと」。その後に括弧書きとして明記してありますけれども「(ただし、これまでの実験では感染性は確認されていない) 」ということがは

っきり述べられております。

こういった見解の下に、貿易に当たっては、扁桃、腸はすべての年齢の牛において貿易に関しては安全ではないという考え方が、この9月のアドホック会合で示されたということでございます。

その後に(3)でございますけれども、今年の4月に再度、アドホック会合がございまして、このときも若干このSRMの範囲について専門家の間で議論があったというふうに聞いておりますけれども、レポート上では簡単な記述が記載されているだけでございまして「腸全体にリンパ組織が存在するという理由から、中リスク及び高リスクの国又は地域における全ての牛から扁桃と腸を除去するという従前の提案（これは先ほどの9月のアドホックの見解を踏まえて、コード委員会が12月にSRMの変更提案を出しているわけですが、この提案）を変更するに足るだけの新たなデータがあるとは考えられなかった」とされています。したがって、事務局がコード委員会が提案している、その内容を変更する必要はないという見解がここで示されているわけです。

これに対しまして、日本のコメント。これは最終的には今年の5月の事務局の方へ出したものなんですけれども、これも提出するに当たりまして、国内で専門家の御意見を聞くなり消費者、業界団体の方々の御意見を聞くというようなプロセスを経まして、コメント自体も公表しておりますので、皆様のお目にも触れているかと思いますが、こういったコメントを提出しております。その中でSRMの部分につきましては、先ほど述べましたOIE事務局自身が述べている考え方を引用しつつ、更に次のページになりますけれども、明確に分離することが困難というふうに事務局の説明では言っているんですけれども、これは例えば、脊柱のように物理的に困難なものとは違って、確立された手続に従えば、腸管の他の部位から明確に分離することは可能だということを我々の考え方として主張した上で、更にもう一つ述べておりますのは、第2に書いてございますが、国内の自然感染牛、第5例だったと思いますけれども、神奈川県で見つかった自然感染牛の腸管を使って、ウェスタンブロット法で異常プリオンタンパクの蓄積を調べたところ、回腸遠位部には異常プリオンタンパクが確認されましたけれども、それ以外の腸管の部分では確認することはできなかったというデータがございますので、そのことを紹介しつつ、我が国としては、回腸遠位部以外の腸を危険部位であると断定するのは適当でないという考え方を述べたわけでございます。

これが日本の考え方でございまして、これと同じ趣旨のことを私、総会の場で発言をしております。ただ、残念ながら、日本の自然感染牛での実験データについては、日本語の

論文しかございませんで、今回、日本提案を出したときも、それは論文になっているのかという問い合わせをいただいたのですが、残念ながら英文の論文として提示することができなかったものですから、外国の方には、それは残念だねということになっているわけです。

以上のような議論の経過がございました。総会の中では、腸管に関する日本の主張について、明確に支持をして日本と同じ考え方を述べたのはタイだけだったんですけれども、あとカナダがそういった科学的な知見については十分検討する必要があるというふうな若干、中立的なコメントだったかと思えますけれども、発言してくれましたけれども、それ以外の国からは支持が得られませんでした。

あと、SRMの範囲につきましては、この腸管の議論のほかに、月齢を従来6か月齢以上とされているものを12か月齢以上に引き上げるという提案がございましたものですか、この2つの内容が一緒くたに議論されまして、大勢は事務局の提案を支持するというコメントが続く中で、採択が行われることになりました。反対する国があるのかと、手を挙げろということではと手が挙がったんですが、その手が挙がったのは残念ながら、この(5)総会レポートに明記されている、この数か国だけが明示的に反対をしたということでございます。

(5)の総会レポートは、実はまだ正式なものは出ておりませんけれども、一応ドラフトの段階で総会の最終日に採択をされております。

ちょっと読んでみますと、「国際委員会は、日本、韓国、シンガポール、カンボジア、タイ、台湾を除き、提案された変更とともに、第2.3.13.19条(これがBSEコードのSRMを規定した条文でございますけれども、これの提案された変更と言いますのは中身として大きく2つございまして、その腸管の範囲の話と月齢の変更の提案でございます)の採択を支持した」ということでございます。その中で日本の代表は、その懸念にアドホック会合が取り組むように要請したと。ちょっと日本語として不十分な文章かもしれませんが、訳がよろしくないかもしれませんが、日本の代表が述べた懸念については、アドホック会合で検討してほしいというような要請をしたわけでございます。それを受けまして、議長から、「それらの懸念については検討されるべきということをテイクノートする」ということを発言しました。これがレポートにも明記されることになっております。

この腸管をめぐる議論につきましては、以上のような経過があったということを御報告させていただきたいと思えます。

あと、2点目といたしまして「カテゴリーの見直しについて」という別紙の図表だけを

付けておりますけれども、これを今回付けました趣旨は、実は来年5月のOIE総会でこのカテゴリーの見直しという議論が行われることになっておりまして、この大きな方向性というのは、もう既に事務局の方から示されてございまして、この絵でわかりますように、左側の現行として、今、5つのカテゴリーがあるんですけれども、これを簡素化することによって改正後の3つのカテゴリーにするという方向性が示されておりまして、そういう大きな方向性、大きな枠組みについては、今回の総会でも提案され、これに大きな異論を述べた国はございません。従いまして、この方向で来年の総会に向けて、今後、具体的な議論がなされ、可能であれば、来年の総会で新たなカテゴリーを決定するということになるかと思えます。

こういう議論が今後、行われますので、当然のことながら、またSRMの範囲なり、あるいは、それに伴うカテゴリーごとのリスク管理措置といったことについても、来年にかけて引き続き議論が行われることになろうかと思えます。したがって、先ほどの腸管の議論、いずれにしましても、科学的なデータが非常に限られている中で、今後、アドホック会合で取り上げたとしても、新たな議論ができるのかどうか、現状ではよくわかりませんが、こういったカテゴリーの見直しという議論とも絡みまして、今後、アドホック会合で議論される機会は当然あるものというふうに、私どもも認識しております。

私は、今回の総会に出席いたしまして、1つの印象と言いますか、反省といたしましては、やはりこういったアドホックグループ会合での議論というのをできるだけ速やかに、こういった議論がなされているかということを手に入れ、また、事務局に対しても日本としての考え方をいろんなルートで積極的に伝えていくということがやはり重要でございまして、これまでもできることはやってきているわけなんですけれども、従来以上に事務局サイドでの検討状況、これは事務局は問い合わせをすれば、いつでも何でも応えますということをよく言うておりますので、そういう接触を密にして、疑問点があれば問い合わせるし、異論があれば、それをきちんと述べるというようなプロセスを通じて、このルールメイキングのプロセスに参画していくことは非常に重要だと。この総会だけで主張をしても、なかなかその主張を総会において通すというのは難しいなということを実感として感じたような次第でございます。

蛇足になりましたけれども、私の方からは以上、追加的な御説明とさせていただきたいと思えます。

○寺田委員長 釘田さん、どうもありがとうございました。

どなたか、ただいまの説明に関しまして、御質問あるいはコメントなどございましたら。

どうぞ。

○中村委員 先週も大分、杉浦課長にお伺いしたので、若干、重複みたいなものになるかもしれないし、そんなにたくさん御質問することは、もうないんですけども、1つは、今度の決定というのは一応、WTOの管理の下に入る、国際的に別にこれは拘束されないものとか、そういうものではない。むしろ、かなり拘束力がある決定だと思うんですね。ですから、その場合に日本は、現行ではこれで言うと、これもこの間伺ったんですけども、これで見ると現行は中リスク国になるんですかね。小リスク国ですか。

○釘田国際衛生対策室長 その点も、明確ではないんですけども、あえて当てはめれば、中リスク国なのかなと。最小リスクか中リスクか、その境界線辺りにあるんだろうと思います。

○中村委員 そうすると、国内措置を、この間もちょっと伺ったんですけども、今、一番当惑しているのは、外食産業とか焼肉屋さんの世界で、一応、日本においては今おっしゃったような見解で、回腸遠位部以外からは発見されていないというので、現行のまま使うと。外国のものは勿論、輸入していないから、それは心配ないんですけども、国内のものでそういう理屈でこれから先、通るのかどうかというのが、業界の人とか、あるいはそれを食べる消費者の人とか。そのところが今のお話を伺っても、やはりまだよくわからないんですね。その辺はどういうふうに考えたらよろしいんでしょうか。

○釘田国際衛生対策室長 これも恐らく、今までも御議論いただいていることかと思いますが、私どもの理解といたしましては、このOIEのコードというのはあくまでも貿易上の措置について国際的な基準として定められているものでございますので、当然、各国が貿易をする際にこの基準に従ってやることが期待されているわけでございますけれども、正当な理由があれば、これから離れた追加的な措置をとるなり、場合によっては緩めるなり、そういう措置をとることは許されているわけです。

更に、国内の措置として、ここで言われていることと異なる措置をとるということは、これは恐らくOIEルール上、WTO協定上、直ちにそれが何か国際ルールの違反ということになるということはないんだろうと思います。ですから、そういう科学的な根拠ということについても、今、御議論いただいているようなことでございますので、国内で今回の変更を受けた見直しはしないということは何ら問題はないというふうに思っております。いずれにしても、これは厚生労働省の方でもう既に見解を示されているようなこと、そのとおりでよろしいのではないかと考えております。

○寺田委員長 ほかにございますか。

どうぞ。

○中村委員 このアドホック委員会というのは、今までは日本の代表の方は入ってなかったんですね。今度、次からは何か入ることですけれども、日本は当初から、この委員会には入っていないんですか。

○釘田国際衛生対策室長 いろんな、たくさんのアドホックグループがございまして、かつて専門家の方、例えば、山内先生などが入っていらっしゃったこともあるというふうにお聞きしていますが、現状ではこのBSEのアドホックには日本人専門家が1人参加しております。

○寺田委員長 どうぞ。

○寺尾委員 ちょっとわからないので、教えていただきたいんですけれども、この最後のページの別紙なんですけれども、改正後に3つございますね。「無視できるリスク」「管理されたリスク」「不明なリスク」というのがありまして、例えば「無視できるリスク」で「リスク要因は対処済み」というのは、これは具体的にどういうことを意味しているのかということと、その下の「管理されたリスク」のところの2行目のところにある「又は未対処のリスク要因が存在」というのは、これは具体的にどういうことを意味しているのでしょうか。

○釘田国際衛生対策室長 これは、日本語への翻訳の問題かもしれませんが、対処済みというのは恐らく、英語の正しい文章は覚えておりませんけれども、リスクを最小限にするための措置がとられているという意味合いだったと思います。ですから、無視できるリスクというところは、それこそ安全というのが無視できるリスクというのかでは、ちょっと紙一重なんですけれども、リスクを全く否定はできないけれども、それを最小限にするための措置はきちんととられているという意味で「リスク要因は対処済み」という表現がとられているというふうに思います。

それに対しまして「管理されたリスク」というのは、一定の管理措置はあるけれども、そこから漏れているリスク要因が存在するという意味だろうというふうに理解しています。

○寺尾委員 そうすると、管理されていないような気もしないでもないですけれどもね。漏れたものがあったとしたら。

○釘田国際衛生対策室長 BSEのコードの中では、たくさんの管理措置が定められておりまして、フィード・バーンというのが最も有名でありますけれども、例えば、生前検査、死後検査あるいは通報制度とか、教育制度とかたくさんのことが定められておりまして、その中の、例えば、1つでも欠けますと、現在ですと、例えば、清浄国になれないわけで

すね。ですから、ほとんどやっているけれども、まだ1つ足りないとか、やり始めているけれども、今の規定で行きますと、例えば、フィード・バーン、を8年以上とかありますけれども、そういった年限に達していないといった要因を満たせないものがあつたときに、この真ん中のカテゴリーに落ちるんだろうというふうに思います。

○寺尾委員 もう一ついいですか。

現行の方のことなんですけれども、この清浄国、暫定清浄国というのは「B S E（原則）未発生」とありますね。この「原則」というのは、どういう意味なんでしょうか。

○釘田国際衛生対策室長 こちもちょっとあいまいな部分がありますが、恐らく2つございまして、1つは、かつて発生したとしても、8年とか経ちまして未発生が続きますと、清浄国になる権利が出てまいりますので、そういった意味で古くには発生があつたけれども、という意味合いがあるんじゃないかと思ひますし、もう一つは、例の輸入牛での発生というものについては、また別途の考え方がとられておりますので、そこを考慮した表現ではないかと思ひます。

○寺尾委員 そうしますと、全く検査していない国というのが多分、世界中に結構あると思ひますけれども、そういう国はどういうカテゴリーに入るんでしょうか。

○釘田国際衛生対策室長 これは、少なくとも検査をしていない国は、現状では清浄国と暫定清浄国、そういった国にはなり得ませんので、一番下まで落ちてしまうというのが通常の理解ではないかと思ひます。

○寺尾委員 ありがとうございます。

○寺田委員長 何かほかにござひますか。

お話大変参考にはなるんですが、逆に言うと、こう簡単にS R Mの場所を変えられると困りますね。それに科学的な話ではないんだけれども、貿易上のクライテリアにしましても、はっきりしない。人々がそういうふうにS R Mさえとつたらいいだとか、S R Mを除いたらB S Eの危険はないんだとかいいますが、これがこういうふうにイージーに決められますと、国民にS R M除去の重要性がなかなか説得性が少なくなりますね。こういうことをやられると。そういうことをO I Eとしては何も思っていないのかな。

例えば、こちもよく書いてくださっているんですが、実験的なデータも何も科学的データもないけれども、腸は危険部位である可能性がある。これをやられますと、全部の臓器が危険部位である可能性が出てきますからね。そういうところの議論はないんですかね。こちで釘田さんに言つたってしょうがないけれども、ちょっと困りますね。言つたってしょうがない話だけれども、非常にいろんな意味でパブリックアクセプタンスをい

ろんなことでやっていく上で、O I Eのこの話を持っていくというのは非常に難しいところがありますね。ほかの論理でいろいろやらないと。

もう一つは、具体的な話として、アドホックの委員会の話です。これに関して、特に腸に関して、アドホックのグループで検討するということに関して、議長もOKだと言ったということですね。それはいつから、はじまってどういうメンバーでだれが選んでやるということは決まっていらないんですか。

○釘田国際衛生対策室長 それについては、明確な発言はございませんので、今後、例えば、日本が新たなデータがあるから、これを基に議論をしてくれというような、どこかアクションがとることが必要になるかもしれません。黙っていたら何も起きないのかもしれませんが。

○寺田委員長 今おっしゃった、残念ながら、どうしても日本は言葉の問題がありますので、日本語の雑誌とかにデータを出しても、なかなか認めてくれない。いろんな国際学会、賞選考委員も英語でないと認めてくれない。英語のものになおすということを、これは早急にやられるんですか。

○釘田国際衛生対策室長 その点につきましても、厚生労働省とも御相談して、英文の科学誌に論文として掲載していただけるように検討をお願いしているところです。

○寺田委員長 もう一つ、これは向こうは日本語で書いてあるからわからないと言いながら一方、向こうの出したデータには何の科学的な論文の裏づけがないわけですね。ないよりは日本語でもあった方がましだと思いますが。乱暴な言い方をすると。

そういうところもあるから、このO I Eのいろんなことをやっている経過がわかりにくいですね。何かオープンではないような感じがしますね。獣医さんの立場から、どなたか弁護していただければ有難い。ここのO I Eは何のためにあるのかという根本をはっきりしないと、消費者への説明、非常に議論が混乱してしまうんです。特に英語であるとか国際的であるという、このO I Eのいうことがすべて正しいのだということになります。そのところを説明していただければありがたいんですけども。どなたか。O I Eは何のためにあって、そこはどのようなところかということ説明お願い出来ますか。

○釘田国際衛生対策室長 お答えになるかどうか分かりませんが、こと、このSRMに範囲の議論について申し上げますと、今回の総会でも日本の主張をみんな各国聞いておりまして、日本の言っていることはわかると。ですけれども、全体として、より安全に配慮した考え方を取り入れようとしている流れの中で、例えば、その安全物品規定、セーフだと言い切ることはちょっと強過ぎるのではないかとということで、日本の主張によって、その

表現が変わったわけですね。そういった主張を日本はしているのに、なぜ腸についてはこういう主張になるんですかというようなことを議場外では言われました。

ですから、安全に配慮した、より安全という観点からの議論であれば、日本の主張というのはちょっとわかりにくいねということを議場外ですけれども、幾つかの国が言ってきましたので、その辺について我々も説明しにくい点があったことは事実ですし、加盟国から見ますと日本の主張をサポートしづらかったという点はあったのではないかと思います。

○寺田委員長 以前この委員会に小澤先生にわざわざ来てもらって、いろいろOIEのことなどを説明してもらったんですけれども、簡単に言ったら、もう一度、OIEは何のためにできて、そのOIEの決まったことはどういう場合を規制するんだとお教え願いたい。あるいは、これは何のためにやっているんだということを言っていただければ非常に理解ができると思うんですけれどもね。もう一度で結構ですから。

○釘田国際衛生対策室長 これはもう極めて明確だと思うんですけれども、WTOのSPS協定上の国際基準として定められておりますので、貿易上の紛争が起きたときは、この国際基準によって各国の措置が妥当かどうかの判断ということに入るわけですね。紛争が起きたときの判断基準となることははっきりしております。

○寺田委員長 ですから、そのいわゆる貿易上のWTOの基になるような基準であって、これが科学的に聖書というんですか、これがパブリックヘルスのために非常に大事なことであるというもののためではないですね。OIEの基準は。それから、世界の夫々の国のいろんな食文化もいろんなことがあるでしょうし、そのようなことも考慮にいれているのでしょうか。そういうところでよくわからないところがあります。

○釘田国際衛生対策室長 済みません。もし足りなかったら補足していただきたいんですが、もともとはOIEというのは、たしか1924年から活動してきておりまして、もともとがヨーロッパでたしか口蹄疫だか豚コレラだか、大変大流行したときに、国境を越えて隣接する国同士でやはり情報交換をして、貿易措置をとらないと、そういった流行性の病気の対応が一国だけではとれないということで、ヨーロッパの国々の獣医当局が集まってできた組織だというふうに聞いておりますので、基本的な思想というのは、特に国境を超えて流行するような伝播するような動物性の疾病についていろんな情報交換をするなり、新たな診断法なり、治療法なり、そういったことについての科学的な議論をする場だということでございまして、それは今でも基本的には変わっていないと思います。

ただ、WTOに取り込まれて、そういう貿易ルールとしての側面が強まったということと、特にBSEについて言いますと、これはBSEのコードの冒頭に書いてございますけ

れども、ほかの疾病はあくまでも動物の疾病、アニマルヘルスの観点から定められているんですが、BSEについてはヒューマンヘルスという観点も含まれているということで、非常に特殊な疾病という扱いになっていることが言えると思います。

○寺田委員長 わかりました。

もう一個、質問なんですけれども、例えば、こういうふうにOIEのルールが変わると、EUのルールというのがありますね。それは各国のルールと違う、EU全体のところのルールという、そういうのは普通の考え方から行くと、変わるんですか。それはOIEとしては我々は別個で基準をつくり、EUはEUでやると。どんな感じなんですか。

○釘田国際衛生対策室長 EUとの関係で言いますと、実はこのOIEのBSEコードは、EUがとっている措置を後追いでやっているというのが実態でございまして、今回の見直しもそういう意味ではEU域内の基準に合わせていっているということが言えようかと思います。

○寺田委員長 わかりました。

よろしゅうございますか。

どうもありがとうございました。ぜひアドホックのコミッティーなどに日本の方が入っていただくように、また本当に、お願いするってだれにお願いするのかわからないけれども、入るように努力の程お願いします。

それでは、時間をとりまして、どうもありがとうございました。

その次は、食の安全ダイヤルに寄せられた質問につきまして、事務局の方から御報告をお願いいたします。

○藤本勧告広報課長 それでは、資料4を御覧いただきたいと思います。

5月分につきましては、34件ほどございました。例月のように、FAQの形で整理したものを御覧いただきたいと思います。4問ほど用意させていただきました。

まず1つが、委員会関係ということで、意見交換会などについて、今後どのようなテーマとか開催方法などを考えているのかみたいな御質問がございました。アンサーの方でございすけれども、意見交換会の開催につきましては、16年度の食品安全委員会運営計画において、次のように示されてあって、そういう方向で取り組んでいきますということでございます。具体的には、その後段にございますように、専門調査会で御議論がありました食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題を踏まえまして、引き続きリスクコミュニケーションの推進を図っていくということで、16年度におきましては、いろんな議論を踏まえながら関係府省と連携して全国各地で意見交換を開催していくと。この

意見交換会においては、遺伝子組換え食品等、国民の関心が高いものや関係者相互の間での考え方が著しく乖離しているものを取り上げるということ。それとともに、リスク分析手法の考え方についても引き続き関係者への浸透、定着を図るということで進めていくということがございます。

また、都道府県等の地方公共団体からの要望も踏まえまして、次のページに移りまされども、地域のバランスを考慮しながら、地方公共団体との共催により意見交換会も引き続き実施していくということでございます。更に、委員会が行う食品健康影響評価のうち、特に国民の関心が高い案件につきましては、意見聴取会等も開催するというところとしておるわけでございます。なお、本年度につきましては、既に3回ほど講演会等を実施しておるということで整理してございます。

2番目に、リスク評価関係ということでございますけれども、1つは、食品添加物、農薬などの安全性確保のためにどのような毒性試験が行われているのかといった問い合わせがございました。その関係で、アンサーの方でございませけれども、評価は毒性試験成績等に基づいて行われるということで、評価の過程で関連する文献等の追加収集や毒性試験の追加実施を求める場合もありますということでございます。

化学物質の評価におきましては、評価物質の特性を踏まえて必要な試験データの精査が行われるわけですが、一般的にはネズミ等の実験動物に評価物質等を一定期間投与し、いろんな毒性影響を調べるといった反復投与毒性試験のほか、繁殖試験、催奇形性試験、発がん性試験、抗原性試験、変異原性試験などをやっておりますということでございます。試験期間につきましては、ケース・バイ・ケースでございませけれども、発がん性の試験等では2年の長期にわたり行われるものもあるということを整理してございます。

その次でございませけれども、重金属の一日許容摂取量と言いますか、そういう許容摂取量みたいなものについて教えてくださいという問い合わせがございました。その関係でアンサーの方でございませけれども、意図せず食品に含まれる重金属、いわゆる汚染物質につきましては、毒性試験等の各種データに基づくリスク評価によって耐容摂取量というものが設定されておるということで、耐容摂取量については次のページに注を付けてございませけれども、例えば、カドミウムにつきましては、FAO、WHOの合同食品添加物専門会議において暫定耐容週間ベースでございませけれども、摂取量を $7\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/週とされているということで、次のページでございませけれども、この点につきましては、現在、当委員会において厚生労働大臣から意見要請を受け、カドミウムの耐容摂取量の設定等の検討を行っておるということをお付言してございます。

最後に、と畜場における疾病に罹患した家畜の肉等の廃棄基準について、その見直しのリスク評価を行いましたけれども、その関係で問い合わせがありましたので、そのことにつきまして、QAを起こしてございます。Aの方でございすけれども、昨年10月に厚生労働省から意見要請がございまして、審議を行ったということで、内容的には人への病原性が指摘されている疾病とともに、それ以外の疾病についても現時点において、ヒトへの病原性に関する科学的データが乏しくヒトへの病原性がないと判断することはできないことから、と殺、解体禁止、全部廃棄するとの考え方は妥当であるという評価を行っておりますということを整理してございます。

以上が、私からの御報告でございす。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、何か。

先生、どうぞ。

○寺尾委員 2ページ目なんですけれども「食品健康影響評価関係」というものの答えなんですけれども、これ急性毒性のことが何も書いていないから、追加しておかないとまずいのではないですか。反復投与毒性試験というのがありますけれども、その前に急性毒性と入れておいた方がいいですね。

○藤本勸告広報課長 わかりました。整理してホームページの方は、そういう形で掲載したいと思います。

○寺田委員長 ありがとうございます。

ほかに何かございますか。よろしいですか。

これで今日の予定しておりました議事は終わりましたけれども、事務局から何かありますか。

○岩渕総務課長 特にございません。

○寺田委員長 それでは、本日の委員会のすべての議事は終了いたしました。どうもありがとうございました。

以上をもちまして、食品安全委員会の48回会合を閉会いたします。

次回の会合につきましては、6月17日木曜日14時から開催いたします。

なお、6月14日月曜日16時から、かび毒・自然毒等専門調査会が公開で、6月15日火曜日14時から、動物用医薬品専門調査会が非公開で行われますので、お知らせいたします。

どうもありがとうございました。